

第2次安倍内閣の防衛政策をめぐる国会論議

— 防衛大綱、集団的自衛権、在外邦人等輸送、日米安保体制等 —

外交防衛委員会調査室 沓脱 和人・今井 和昌

はじめに

衆議院総選挙の結果、平成24年12月26日、民主党・国民新党連立の野田内閣に代わり、自由民主党・公明党連立の第2次安倍内閣が発足した。安倍内閣総理大臣は平成25年1月の所信表明演説において、外交安全保障分野における立て直しが必要であるとし、その基軸として日米同盟の一層の強化を挙げた¹。さらに、2月の施政方針演説においては、防衛関係費の増額、防衛大綱の見直し、国家安全保障会議の設置に言及したほか、集団的自衛権の解釈見直しにも意欲を示した²。

本稿では、第2次安倍内閣発足以降に国会で議論された防衛大綱見直し・防衛関係費、集団的自衛権・策源地攻撃能力、在外邦人等輸送、我が国周辺の安全保障環境、日米安保体制の諸問題についてその概要を紹介したい。

1. 防衛大綱見直し・防衛関係費

自民党は総選挙の際に、民主党政権下で平成22年12月に策定された現行の防衛大綱³及び中期防⁴を見直し、自衛隊の人員・装備・予算を拡充する旨の公約を掲げていた。安倍総理は、平成24年12月26日の内閣発足に際し、小野寺防衛大臣に対し、防衛大綱及び中期防の見直しを指示した⁵。その後、平成25年1月25日の安全保障会議及び閣議において「平成25年度の防衛力整備等について」を決定し、防衛大綱の見直しについて平成25年中に政府として結論を得ることとし、また、中期防を廃止することとした。防衛大綱の見直しは、北朝鮮によるミサイル発射、中国による我が国領海侵入・領空侵犯、米国が同盟国等との連携・協力の強化を指向していること、東日本大震災における自衛隊の活動に関する教訓等を挙げ、現下の状況に即応して我が国の防衛態勢を強化していく観点から行うものとしている。

民主党議員からは、現行の防衛大綱は、北朝鮮や中国を含めた地域の安全保障環境の変化を見据え、南西重視や動的防衛力の構築などを積極的に推進する内容となっており、今回の見直し理由には必ずしも納得がいかない旨の批判がなされた。これに対し安倍総理は、現行の防衛大綱の策定以降、我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増していることを踏まえ、日米同盟の更なる強化、現下の状況に即応した我が国の防衛体制の強化という観

¹ 第183回国会参議院本会議録第1号3頁（平25.1.28）

² 第183回国会参議院本会議録第8号4頁（平25.2.28）

³ 「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定）

⁴ 「中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）」（平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定）

⁵ 平成24年12月26日防衛大臣臨時会見 <<http://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2012/12/26.pdf>>

点から、防衛大綱を見直すこととしたと述べた⁶。また、安倍総理は、現行の防衛大綱を評価しており、見直しは、その延長線上で考えていくべきとの考えを示した⁷。小野寺防衛大臣も、動的防衛力を更に発展させる形で防衛大綱を見直す考えを示した⁸。

平成 25 年度防衛関係費は、対前年度比 0.8% (400 億円) 増となる 4 兆 7,538 億円が計上され 10 年連続で対前年度比マイナスだった防衛関係費が 11 年ぶりに増額に転じた。領土・領海・領空の防衛、各種事態に対応する即応性の向上、大規模災害等への対応能力の向上のための装備品取得等のほか、自衛官の実員の増員等のための予算措置が行われた。予算の増額について安倍総理は、厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、国民の生命財産と領土、領海、領空を断固として守り抜くため、しっかりと確保していくと述べた⁹。

2. 集団的自衛権・策源地攻撃能力

集団的自衛権の解釈見直しに積極的姿勢を示していた安倍総理は¹⁰、集団的自衛権の問題を含めた、憲法との関係の整理につき研究を行うため、平成 25 年 2 月 7 日、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」¹¹を設置した。また、2 月 22 日に行われた日米首脳会談で安倍総理は、集団的自衛権の検討を開始した旨オバマ大統領に説明した¹²。

集団的自衛権に関する憲法解釈や今後の議論の進め方について問われた安倍総理は、政府としては集団的自衛権の行使は憲法上許されないとしつつ、同懇談会の報告書を踏まえ、新たな安全保障環境にふさわしい対応を改めて検討していくと答弁した¹³。また、安倍総理は、憲法解釈変更はその時々政権が行えるのではないかとの問いに対し、集団的自衛権に関する答弁には変遷があるのも事実で、最終的には政府として解釈を決定すべきものであり、日本の安全、そして地域の平和と安定をより高めていくための解釈でなければならないと述べた¹⁴。

また、北朝鮮によるミサイル開発・核開発の動向に関連して、策源地攻撃（敵基地攻撃）と憲法との関係について問われた安倍総理は、法理上の問題としては、他に手段がないと認められるものに限り、敵の誘導弾等の基地を攻撃することは憲法が認める自衛の範囲内に含まれるが、現実の自衛隊の装備の在り方としては、策源地攻撃を目的とした装備体系

⁶ 第 183 回国会衆議院本会議録第 2 号 5 頁 (平 25. 1. 30)

⁷ 第 183 回国会衆議院予算委員会議録第 7 号 14 頁 (平 25. 2. 28)

⁸ 第 183 回国会衆議院安全保障委員会議録第 2 号 13 頁 (平 25. 4. 2)。小野寺防衛大臣は就任当初、動的防衛力の見直しに言及していたが、その後、動的防衛力には自衛隊を機動的に動かすという意味もあり、人員・装備の維持や効率的な運用ができるのであれば、言葉の表現には余りこだわる必要はない旨述べている (平成 25 年 1 月 11 日防衛大臣記者会見<<http://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2013/01/11.pdf>>)。

⁹ 第 183 回国会衆議院本会議録第 2 号 12 頁 (平 25. 1. 30)

¹⁰ 安倍内閣総理大臣就任記者会見<http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2012/1226kaiken.html>

¹¹ 第 1 次安倍内閣においても、本懇談会と名称、座長 (柳井俊二元駐米大使)、メンバーを同一とする懇談会が設置された。

¹² 外務省「日米首脳会談 (概要)」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_abe2/vti_1302/us.html>

¹³ 第 183 回国会参議院本会議録第 2 号 5 頁 (平 25. 1. 31)。集団的自衛権の行使に関する質問に関する答弁書 (内閣衆質 184 第 5 号、平 25. 8. 13) では、「現時点」で政府の憲法解釈は従来どおりとし、将来の解釈変更の可能性を示した。

¹⁴ 第 183 回国会参議院予算委員会議録第 15 号 30 頁 (平 25. 5. 8)

の保有は考えていないとの従来の政府答弁を引き継いでいると答弁した¹⁵。一方で、安倍総理は、策源地攻撃能力を米国に頼り続けて良いのかとの問題意識を示し¹⁶、この議論は国際的な影響力があるので慎重に行わなければならないが、しっかり行う必要がある旨述べた¹⁷。

3. 武器輸出三原則等

(1) F-35Aの部品等の製造への国内企業参画

平成24年度より調達を開始した航空自衛隊のF-35A¹⁸については、25年度調達分より部品の製造等への国内企業の参画が予定されている。F-35は米国を始めとする多国間で開発中の、ステルス性等に優れた最新鋭の戦闘機である（いわゆる第5世代戦闘機）。

安倍内閣は、平成25年3月1日、「F-35の製造等に係る国内企業の参画についての内閣官房長官談話」を発表し、我が国が国際共同生産の一環として国内で製造したF-35の部品等の輸出を武器輸出三原則等の例外とすることとした。F-35については、全てのユーザー国¹⁹が世界規模で部品を融通し合う国際的な後方支援システム（ALGS；Autonomic Logistics Global Sustainment）が採用されており、これに我が国も参加することとなる²⁰。菅官房長官は、必要なときに速やかに部品等の供給を受けて迅速な整備が可能となることから、我が国として適切なコストでF-35Aの可動率を維持するためにALGSに参加すると説明した²¹。

ALGSへの参加に関して、我が国が製造した部品等がイスラエルに移転する可能性があることから、国際紛争の助長回避という武器輸出三原則等の基本理念との関係が問われた。実際に、今回の談話においては、従来の三原則例外化に関する官房長官談話にあった「国際紛争を助長することを回避するという平和国家としての理念は維持していく」という文言がなくなり、「国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念は維持していく」という表現に変えられており、国際紛争を助長することを回避するという理念を放棄したのではないかとの懸念の声も上がっていた。菅官房長官は、世界の状況も非常に変わっており、テロとの闘いなど、国際社会の平和と安定のために取り組んでいかなければならない紛争も出てきたことを踏まえ、紛争の平和的解決や国際の平和及び安全の維持を目的と定める国連憲章に言及する形で、これを遵守していくことこそ平和国家としての基本理念

¹⁵ 第183回国会衆議院予算委員会議録第4号32頁（平25.2.12）

¹⁶ 第183回国会衆議院予算委員会議録第7号14頁（平25.2.28）

¹⁷ 第183回国会参議院予算委員会議録第15号33頁（平25.5.8）

¹⁸ 野田内閣がF-35Aの導入を決定した際、自民党からは開発の遅れやそれに伴う価格高騰などから懸念する意見も見られたが、安倍総理は、我が国を防衛するためにはF-35Aが絶対的に必要であるとしている（第183回国会衆議院予算委員会議録第7号14頁（平25.2.28））。また、安倍総理は、ステルス性に優れたF-35Aの導入により抑止力が高まり、結果として、地域の平和と安定が守られ、一発の弾丸も撃つ必要がなくなるとの認識を示した（第183回国会衆議院予算委員会議録第12号27頁（平25.3.12））。

¹⁹ 米国、英国、イタリア、オランダ、トルコ、カナダ、豪州、デンマーク、ノルウェー及びイスラエル

²⁰ 我が国企業の国際共同開発・製造への参画については、毎年米国との間でどの分野で生産に参画していくのかを交渉し調整することとなる（第183回国会衆議院安全保障委員会議録第2号20頁（平25.4.2））。

²¹ 第183回国会衆議院内閣委員会議録第16号18頁（平25.5.31）

である、こうした方が適切であると判断をしたと説明した²²。また、菅官房長官は、ALGSの性格上、国内企業が製造したF-35の部品の一部がイスラエルに移転される可能性は排除されないが、米国は日本製の部品等の移転を国連憲章の目的と原則に従うF-35ユーザー国のみに限定し、また、我が国及び米国は、イスラエルによるF-35の調達に地域の基本的な軍事バランスに影響を与えないと認識していることから、これらを総合的に判断して、日本製の部品がイスラエルへ移転をされても、それによって平和国家の基本理念に反するものではないとの見解を示した²³。さらに、菅官房長官は、イスラエルは我が国がF-35Aの導入及び製造参画を決めた時点で、既にF-35の導入及びALGSへの参加を決定しており、我が国の参画の有無に関わらず、イスラエルは、ALGSの枠組みの中で、他のユーザー国から部品等を供給されることとなり、我が国の製造した部品がイスラエルに移転される場合があるからといって、そのことをもって国際紛争を助長することにつながるとは認識していない、イスラエルをめぐる情勢は全く変わらないとも述べた²⁴。

(2) 武器輸出三原則等の見直し

武器輸出三原則等の例外化が多くなり、原則の意味がなくなるおそれもあるため、三原則等については更に検討を加えて見直す必要があるのではないかと指摘がなされた。これに対し安倍総理は、紛争当事国となるおそれのある国に対して武器輸出は認めないという点について、「おそれ」ということになれば、どの国もそれを全部排除できるのかどうかという根本的な問題についても、現実と向き合って検討していく必要があるとの考えを示した²⁵。

4. 在外邦人等輸送

平成25年1月16日、アルジェリア南東部のイナメナス（首都アルジェから1,100kmの地点）において、日系企業が参加する石油プラント等が武装集団に襲撃され、邦人職員を含む外国人多数が人質になった。政府は、人命を最優先として情報収集と邦人の救出に取り組んだが、1月21日から24日にかけて邦人10人の死亡が確認された。1月21日、政府は自衛隊法第84条の3に基づく初の政府専用機派遣となる自衛隊行動命令を発出した²⁶。同命令を受け、政府専用機がアルジェに派遣され、1月25日、生存邦人7人及び御遺体9体を羽田空港まで輸送した（残る御遺体1体は翌日民間定期便で輸送された）。

同事件発生時には安倍総理が東南アジア諸国を歴訪中であり直ちに帰国しなかったことやアルジェリア現地での情報収集が十分でなかったこと、10人の邦人が犠牲になったこ

²² 第183回国会衆議院内閣委員会議録第16号18頁（平25.5.31）

²³ 第183回国会衆議院内閣委員会議録第16号18～19頁（平25.5.31）

²⁴ 第183回国会衆議院予算委員会議録第12号27頁（平25.3.12）及び第183回国会衆議院内閣委員会議録第16号19頁（平25.5.31）

²⁵ 第183回国会衆議院予算委員会議録第12号27～28頁（平25.3.12）

²⁶ 自衛隊による在外邦人等の輸送は、在外における緊急事態時（災害、争乱等）に、生命等の保護を要する邦人を本邦等の安全な地域へ避難させる必要が生じた場合に、自衛隊にその保有する航空機、船舶等を使用させ、輸送を行わせようとするものである。アルジェリア事件以前の自衛隊機による輸送実績は、平成16年4月に在イラク邦人等の輸送のため、C-130輸送機（1機）により邦人10名を輸送した1事例のみであった。

となどから政府の対応を批判する意見がみられた。

今回のテロ事件の検証を行い、教訓を生かすため設置された「在アルジェリア邦人に対するテロ事件の対応に関する検証委員会」（委員長：菅内閣官房長官）²⁷の報告書（2月28日）や与党プロジェクトチームの報告書の指摘を踏まえ、4月19日、政府は、自衛隊による派遣先国における陸上輸送を可能とすること（ただし、武器使用権限は自己保存型²⁸を維持）、我が国政府職員、企業関係者、医師等を輸送対象者に加えること等を内容とする自衛隊法改正案を第183回国会に提出した。

自民党が在外邦人の救出を目的として平成22年6月に提出した自衛隊法改正案（審査未了・廃案）では、駆け付け警護や任務遂行のための武器使用²⁹を認めていたが、今回の政府提出案では、従来の自己保存型の武器使用しか認めていなかった。このため、武器使用権限の緩和について質された小野寺防衛大臣は、輸送は派遣先国の同意を得て、安全に実施できることを前提としており、自衛隊が拘束された邦人の救出や派遣先国の治安の回復を行うことまでは想定をしていないため、自己保存型の武器使用権限により、事態に応じた適切な対応を行い、輸送を安全に実施し得るとした³⁰。ただ、安倍総理は、任務遂行のための武器使用ができないため様々な課題が残ったと答弁した³¹。また、小野寺防衛大臣は、在外邦人保護のための新たな任務や新たな武器使用権限の付与には、国際法や憲法との関係など、各種の課題があると答弁した³²。同法案は第183回国会及び第184回国会において衆議院で継続審査となっている。

5. 中国によるレーダー照射

近年、我が国周辺海空域においては、何らかの訓練と思われる活動や情報収集活動を行っていると考えられる中国の海軍艦艇や海・空軍機、海洋権益の保護などのための監視活動を行う中国の海上法執行機関所属の公船や航空機が多数確認されている。また、平成24年9月の我が国政府による尖閣3島の購入に対する中国側の反発は大きく、以後、日中間においては様々な分野で関係が悪化している。このような中で平成25年1月には、東シナ海において、中国海軍艦艇から海上自衛隊護衛艦に対して火器管制レーダーが照射された事案（1月30日の事案）や、中国海軍艦艇から海自護衛艦搭載ヘリコプターに対して同レ

²⁷ 今回のテロ事件の政府の対応について検証を行うとともに、テロや騒じょう事件などの緊急事態に関し、在留邦人及び在外日本企業の保護の在り方等に関する政府の基本方針をまとめるため設置され、1月29日に第1回会合が開催された。

²⁸ 憲法9条に違反しない武器使用類型の1つで、自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防衛するための必要最小限の武器使用。いわば自己保存のための自然権的権利というべきものであり、仮に「武器の使用」の相手方が国家又は国家に準ずる組織であっても、憲法の禁ずる「武力の行使」に当たらないとされている。

²⁹ 自己の管理下になく要員等の防護のための武器使用及び任務の遂行を實力をもって妨げる企てに対抗するための武器使用。いずれも自己保存型の武器使用の枠を超えるものであり、相手が国家又は国家に準ずる組織の場合には憲法の禁ずる武力の行使に該当するおそれがあることから、憲法との関係で慎重な検討が必要とされている。他方、相手が単なる犯罪集団であることが明白な場合は憲法上当該武器使用が許容される余地がないとは言えないとされている。

³⁰ 第183回国会衆議院安全保障委員会議録第5号14頁（平25.6.4）

³¹ 第183回国会衆議院予算委員会議録第23号13頁（平25.4.16）

³² 第183回国会衆議院安全保障委員会議録第5号3頁（平25.6.4）

ーダーが照射されたと疑われる事案（1月19日の事案）が発生した。

中国のこのような行為についての見解と今後の政府の対応について質された安倍総理は、今回の事案は不測の事態を招きかねない危険な行為であり、速やかに外交ルートを通じて中国側に抗議し、遺憾の意を表明するとともに、再発防止を強く求めたことを明らかにした³³。

両事案の総理及び防衛大臣への報告について、1月19日の事案では、事案発生約3時間後には、防衛省運用企画局より、それぞれの秘書官を通じて一報がなされた。他方、1月30日の事案では、総理及び防衛大臣への報告が、事案発生6日後の2月5日となった³⁴。1月30日の事案の報告が発生から6日間を要した理由について小野寺防衛大臣は、極めて特異的なことであり、証拠をしっかりとつかむ対応をした中で、データの輸送に4日間、分析に2日間を要したと説明した³⁵。他方、安倍総理は、事務方が1月30日の事案についてより慎重になってしまい報告が遅くなったが、今後は、発生した時点で、未確認であっても総理及び防衛大臣に報告させると述べた³⁶。事案の再発防止策について安倍総理は、このような事案において、相手の意図を見誤ってエスカレートすることがないように、日中間で海上保安庁と中国の海監、自衛隊と中国軍と常に連絡が取れるようにする必要があるとの考えを示すとともに、万が一エスカレートすることになれば中国側も大変な打撃を受けることになるため、日中海上連絡メカニズムが両国にとって必要なものであるということをも中国側によく認識をさせたいと述べた³⁷。

6. 弾道ミサイル防衛

平成25年4月2日、北朝鮮の平壤近くの軍需工場でミサイルを積んだとみられる貨物列車が日本海側に向かっていている状況を米国の偵察衛星がとらえたことから、4月7日、政府は北朝鮮による中距離弾道ミサイル発射の可能性が高まったとして自衛隊法第82条の3に基づく破壊措置命令を秘密裏に発出し、国民への公表を見送ったと報じられた³⁸。これについて安倍総理は、北朝鮮がいつミサイルを発射するかが極めて不明確であり、具体的にどのような命令を出したか、イージス艦やPAC-3の配備状況等、こちらの手のうちを明らかにしない方が良く判断した旨述べた³⁹。

これに先立つ2月22日の日米首脳会談において、相次ぐ北朝鮮のミサイル発射などを踏まえ、日本国内に2基目の米軍のXバンドレーダーを配備し、弾道ミサイル防衛により万全を期すという方針で一致し、配備先として京都府京丹後市の航空自衛隊経ヶ岬分屯基地を選定した。配備先として同基地を選定した理由について小野寺防衛大臣は、我が国及

³³ 第183回国会参議院本会議録第5号4頁（平25.2.6）

³⁴ 第183回国会衆議院予算委員会議録第2号29頁（平25.2.7）

³⁵ 第183回国会衆議院安全保障委員会議録第2号18頁（平25.4.2）

³⁶ 第183回国会衆議院予算委員会議録第2号29頁（平25.2.7）

³⁷ 第183回国会参議院予算委員会議録第7号5頁（平25.2.27）

³⁸ 『産経新聞』（平25.4.8）等。また、同命令の解除は同年6月28日に行われたと報じられた（『朝日新聞』（平25.6.29）等）。過去3回の事案では、いずれも北朝鮮より人工衛星と称するミサイルの発射予告があったため、同命令の発令、自衛隊の部隊等の配置等を公表していた。

³⁹ 第183回国会衆議院予算委員会議録第21号36～37頁（平25.4.9）

び米国に飛来する弾道ミサイルの探知・追尾能力の向上を図ることが可能な位置にあること、レーダーの照射面が日本海側であり遮断するものがなく見通しが良いこと、上空に民間の航路がないこと、電波環境が良いことを挙げた⁴⁰。

また、我が国独自の早期警戒衛星の保有について問われた安倍総理は、我が国ミサイル防衛システムは米国の早期警戒衛星からの情報がなければ全く機能しないと述べた上で、我が国独自の早期警戒衛星を持つとすると莫大な予算が必要であり、費用対効果の観点も含め、政府全体として考えていきたいとの考えを示した⁴¹。

7. 日米安保体制

(1) 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の見直し

平成9年に策定された現行の日米防衛協力のための指針（ガイドライン）は、冷戦の終結や北朝鮮危機、中台危機といった安全保障環境の変化を踏まえ、昭和53年に策定された旧ガイドラインを改定したものである。現行のガイドライン策定から15年以上経過し、我が国を取り巻く安全保障環境における変化に対応して、野田政権下の平成24年8月及び9月の日米防衛首脳会談では、日米間で今後、見直しに向けて研究・議論をしていくことが確認された。

その後、第2次安倍内閣発足に際し、「自衛隊の役割を強化し、抑止力を高めるため、日米防衛協力ガイドライン等を見直しを検討する」ことが安倍総理より小野寺防衛大臣に指示された⁴²。また、平成25年2月22日の日米首脳会談においても、安全保障とアジア太平洋地域情勢についての意見交換がなされ、安倍総理からオバマ大統領に対し「安全保障環境の変化を踏まえ、日米の役割・任務・能力（RMC）の考え方についての議論を通じ、ガイドラインの見直しの検討を進めたい」旨述べた⁴³。今回の見直しは中国を念頭に置いたものとの報道もあったが、見直しの目的、内容等について質された小野寺防衛大臣は、米国の国防戦略と連携する形で自衛隊の役割を強化し抑止力を高める中でガイドライン見直しの検討作業に入っていると述べるとともに、いかなる国も仮想敵国と想定をしておらず、あくまでも我が国の安全をしっかりと考えるという内容に尽きると述べ、サイバーや宇宙など今後想定される様々な危機に対応できるようなガイドラインとなると述べた⁴⁴。

(2) 在日米軍再編

平成18年5月の「再編実施のための日米ロードマップ」策定以降、野田内閣までは、沖縄における主要な米軍再編である、①普天間飛行場の移設、②嘉手納以南の土地の返還、③在沖海兵隊のグアム移転、のいずれも具体的な進展は見られなかった。

沖縄基地問題に対する方針について質された安倍総理は、普天間飛行場の移設を含む在

⁴⁰ 第183回国会参議院予算委員会会議録第7号14頁（平25.2.27）

⁴¹ 第183回国会衆議院予算委員会会議録第23号7頁（平25.4.16）

⁴² 平成24年12月26日防衛大臣臨時会見〈<http://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2012/12/26.pdf>〉

⁴³ 外務省「日米首脳会談（概要）」〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_abe2/vti_1302/us.html〉

⁴⁴ 第183回国会衆議院予算委員会会議録第16号5頁（平25.3.28）、第183回国会衆議院安全保障委員会会議録第2号2頁（平25.4.2）及び第183回国会衆議院安全保障委員会会議録第3号12頁（平25.5.23）

日米軍再編については現行の日米合意に従って進め、抑止力を維持しつつ、沖縄の負担軽減に全力で取り組む決意を表明した⁴⁵。平成 25 年 2 月 22 日に行われた日米首脳会談においても安倍総理は同趣旨の発言をし、オバマ大統領との間で、普天間飛行場の移設及び嘉手納以南の土地の返還計画を早期に進めていくことで一致した⁴⁶。

3 月 22 日、政府は、普天間飛行場の辺野古移設工事の前提となる公有水面埋立承認願書を沖縄県知事に提出した。

沖縄県知事を始めとする沖縄県民の民意は県外移設であるとの主張に対し安倍総理は、普天間飛行場の固定化は断じてあってはならないが、米海兵隊の各部隊は一体性の維持が求められており、同飛行場の航空部隊を他の部隊から切り離して県外に移設することは現実の政策としては困難である、沖縄の負担軽減と抑止力の維持を両立させるためには、現行計画が唯一の有効な解決策である、引き続き、政府の考えを丁寧に説明しながら、負担軽減を早期にかつ具体的に見えるものにしていきたいと答弁した⁴⁷。

4 月 5 日、日米両政府は、嘉手納以南の土地の返還に関して、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」を共同発表した。

同計画においては、米側が返還期限を設けることに難色を示したため、期限に「またはその後」との留保が付された。この表現では期限を付したことにならないのではないかとの懸念に対し安倍総理は、様々な状況も起こり得るので「又はその後」と書いたが、基本的にはこの年限に向けて返還を進めていくとした⁴⁸。

また、普天間飛行場を除く 5 施設の大部分の返還が普天間飛行場の返還年度以降とされたことから、野田内閣で合意された普天間飛行場の移設問題の進展と嘉手納以南の土地返還等との切り離しの方針が変更されたのではないかとの懸念が示された。これに対し岸田外務大臣は、あくまでも、個々の事情を勘案して具体的な検討を加えた上でそれぞれの時期について明示したものであり、切り離し方針は全く変わっていないとした⁴⁹。

(3) オスプレイ

平成 24 年 10 月に普天間飛行場に 1 個飛行隊 12 機が配備された⁵⁰ MV-22 (オスプレイ) については、過去米国等において複数の事故があったことなどから安全性に対する懸念が沖縄県を始め関係自治体等から示された。このため、同年 9 月には日本における運用に関して安全を確保するための具体的措置について日米合同委員会で合意された。その後訓練等が沖縄や本土において実施されているが、関係自治体等からは、合同委員会の合意に違反する飛行が行われているとの指摘⁵¹や低空飛行訓練そのものに対する懸念が示されてい

⁴⁵ 第 183 回国会衆議院本会議録第 2 号 5 頁 (平 25. 1. 30)

⁴⁶ 外務省「日米首脳会談 (概要)」〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_abe2/vti_1302/us.html〉

⁴⁷ 第 183 回国会参議院内閣委員会会議録第 8 号 8 頁 (平 25. 5. 23)

⁴⁸ 第 183 回国会衆議院予算委員会会議録第 23 号 19 頁 (平 25. 4. 16)

⁴⁹ 第 183 回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 3 号 6 頁 (平 25. 5. 29)

⁵⁰ オスプレイの追加配備について、平成 25 年 4 月、在日米軍司令部及び在京米国大使館は、25 年夏に 2 番目の MV-22 飛行隊 (12 機) が岩国飛行場に陸揚げされた後、普天間飛行場に配備されると日本政府に説明し、8 月、配備が実施された。

⁵¹ オスプレイの飛行実態について、平成 24 年 12 月 25 日、沖縄県知事から、日米合同委員会合意に違反した

る。

MV-22などの米軍機の低空飛行訓練に対する懸念への対応について質された安倍総理は、MV-22は我が国の安全保障にとって大変大きな意味があるが、その運用に際しては、地元住民の生活への最大限の配慮が前提であり、日米合同委員会合意等について丁寧に説明をするとともに、同合意の適切な実施について、米側との間で必要な協議を行っていく旨述べた⁵²。また、小野寺防衛大臣は、米軍機の低空飛行に対する地方自治体等からの懸念についても、日米合同委員会等各種の機会を捉えて、米側に配慮を行うように、特に公共の安全に妥当な配慮を払って活動するよう申入れを随時行っていると述べた⁵³。

(くつぬぎ かずひと、いまい かずまさ)

飛行が318件確認されており、政府の責任において飛行実態を調査して日米合同委員会合意との関係を検証し公表することなどを求める要請書が、沖縄防衛局長及び沖縄担当大使宛てに提出されたことに対し、防衛省は、沖縄防衛局が行っている目視調査等の結果を踏まえ、オスプレイの飛行状況について個別に精査・確認作業を行い、平成25年7月30日、沖縄防衛局長は沖縄県知事に対し、日米合同委員会合意に違反しているものがあるとの確証は得られていない旨回答した。

⁵² 第183回国会衆議院予算委員会議録第12号20～21頁(平25.3.12)

⁵³ 第183回国会衆議院予算委員会議録第12号21頁(平25.3.12)